

番号 対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
20 建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	都市公園の管理運営を適切に行うべきもの	局は、都市公園の管理運営を指定管理者である協会に行わせており、協会は、施設管理、占有許可事務等の指定管理業務を行っている。このうち、占有許可事務については、協会は局から提示されている占有許可基準に基づき、占有許可申請の受付や、占有状況の確認・監督を行っている。しかしながら、協会が使用者となる占有に關して、多くの不適正事例が発生している。本来、協会は、指定管理者として占有状況の確認・監督を行う立場であるにもかかわらず、協会自らの占有について、これらがなされず、管理が適切であるとはいえない状況となっている。また、局は、履行状況を確認・分析し、履行状況が協定及び事業計画どおりとなっているかを検証することになっているにもかかわらず、また、占有許可は、局が行っているにもかかわらず、この状況把握できていないことは、適切でない。	局は、「公園収益事業（駐車場）について」の指摘内容を踏まえ、管理運営状況の確認・分析を改めて行い、改善を図った。今後とも公園協会への指導・監督を適切に行っていく。協会は、各現場の総括責任者へ指摘内容を周知し、適切な対応を行うよう徹底を促した。また、年度当初に行う新任サービスセンター長研修において占有許可申請の受付業務内容について説明し、適切な指導を行った。
21 建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	履行状況を適切に行うべきもの	局は、都市公園等の指定管理料について、当初、指定管理者が提案し選定を受けた事業計画書の金額に対して増額して協定を締結している。局は、この増額分の計画及び報告について、指定管理業務の計画及び履行状況の確認時に併せて確認し、適切であるとしている。しかしながら、指定管理者の提案した事業計画書及び緊急対応等経費対象など指定管理業務と密接に関連しているにもかかわらず、業務の対象及び水準を明確に示していないこと、また、それに基づいた報告を求めていることから、増額分の妥当性及び指定管理業務の履行状況の適正性が検証できない状況となっており、適切でない。また、指定管理者制度は、事業計画書に基づき履行状況を検証し、管理運営状況を評価するものであることから、この状況は、その有効性をも損なうこととなり、適切でない。	局は、増額分の経費について、平成27年度より、年度当初の年間作業実施計画書提出と、毎月の履行状況報告の際、管理運営月報、業務執行状況及び写真による報告を義務付けた。

番号 対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
22 警視庁 (公益財団 法人暴力団 追放運動推進 都民センター)	整及資金運用手続を適正に行うべきもの	財団では、平成25年度に円建て外債（額面5億円）が証券会社から満期前に償還され、国債に買い替えている。その手続を見たところ、財団の資金運用規程に基づき、稟議により関係役員等に協議の上で、代表理事の決議を行うべきところ、これを怠らないまま、代表理事が口頭で専断していた。また、財団は緊急的な対応であったとしているが、規程を見ると、緊急時など特別な事情が生じた場合に行うべき事後稟議など具体的な定めがなかった。	今後、資金運用に際しては、規定に則り、関係役員等との協議の後、書面により代表理事の決議を受け、併せて理事会への報告も行うことを徹底した。また、金融商品の満期前の買い換え等の特別な事情が発生した場合の緊急事態の措置については、新たに公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター資金運用規程の運用要領を制定し、事前に役員に電話及び書面での承諾を得た上で、適正な手続の確保を行うこととした。
23 警視庁 (公益財団 法人暴力団 追放運動推進 都民センター)	賞与等の会計処理を適正に行うべきもの	財団は、6月と12月に職員に対して賞与を支給している。財団の給与規程では、賞与についての個別規定はなく、第9条において、「この規定に定めるもののほか、必要な事項が代表理事が別に定める」としている。そこで、財団の平成24年度及び平成25年度の6月の賞与に關して「代表理事が別に定める」とする規定を確認したところ、個人別の支給額を算定した資料は存在するが、就業規程等で規定されるべき支給基準等（支給対象期間、査定方法、支給方法、支給日、支給対象者等）は定められておらず、賞与が職員などの勤務実績・勤務期間に対して計算され、支払われたものであるか確認できない状況となっていた。また、6月支給の賞与については、発主主義会計に基づき、前年度の12月から3月までの4か月分について前年度の費用（給料手当及び法定福利費）として計上し、同額を負債科目（賞与引当金又は未払費用）へ計上しているなかった。	財団は、理事会での承認の下、職員給与規程を改正し、新たに賞与に關する規定を設け、支給基準等の明確化を図るとともに、賞与の支給方法も改め、賞与の会計処理を適正に行うこととした。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
24	警視庁 (公益財団法人暴力団 追放運動推進部民セブ ター)	会計処理を適正に行うべきもの	財団は、事務所使用料や保険料の支払を行っている。ところで、企業会計原則の費用収益対応の原則によれば、決算日現在において既に対価を支払ったが、その用途の提供を次期以降に受ける場合には、費用の繰延べの手続を行うこととなる。 しかしながら、財団の会計処理状況を見たところ、事務所使用料や保険料の支払はいずれも平成26年度のものであるにもかかわらず、平成25年度の費用として計上しており、費用の繰延べの手続を行っていないことが認められた。	財団は、平成26年度から、事務所使用料や保険料について、前払費用として計上し、費用の繰延べ手続を実施した。
25	警視庁 (公益財団法人暴力団 追放運動推進部民セブ ター)	協議を文書により適正に行い、関係書類を適正に保管すべきもの	財団は、物品購入や印刷物の発注等については、伝票を作成する際に裏書を兼ねるような形式の文書を作成している。 しかしながら、講演依頼の引き受け、要領の策定、規程改正、金融商品の選定等の伝票作成を伴わない意思決定については、裏書が作成されていないであった。 裏書により意思決定過程及び決定事項を明確化しておくことが、経営責任の明確化や内部統制上必要である。	財団は、講演依頼の引き受け等について、意思決定過程及び決定事項を明確にするため、書面による決裁を行うよう徹底することとし、新たに講演等要請受書の様式を定めて決裁を行う等、関係書類を適正に作成保管することとした。

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
26	福祉保健局 (社会福祉法人龍美など40団体)	補助金の交付に係る事務の改善について	局は、東京都民社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱(保育所) (以下「要綱」という。)に基づき、社会福祉施設利用者の福祉の向上を図ることを目的として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保育所を運営する社会福祉法人等に対し、その運営等に要する費用の一部を補助している。 ところで、今回の監査において、監査対象の40団体87施設のうち15団体16施設において、補助金額の算定に誤りが認められた。 当該補助金については、局も、過去の監査での指摘を受け、年間を通じて社会福祉法人等を対象とした事務説明会を開催するほか、実績報告様式にチェック機能を付加するなど、事務改善も行っている。 しかしながら、その効果は十分に出ていないのが実情である。 局は、補助金交付額の確定に係る審査事務の充実など、補助金交付事務のより一層の改善に取り組みしたい。	当該補助金の交付事務については、平成27年1月に開催した説明会において、新たに作成した補助金申請の留意事項に関する資料により、保育所を運営する法人等に対し、算定基準等についても説明し、算定基準等について、更なる周知徹底を図った。 補助金交付額の確定については、現地調査を平成26年度53施設から平成27年度の63施設に増やし、審査事務の充実を図った。 さらに、当該補助金は平成26年度末に廃止し、「東京保育士等キャリアアップ補助金」及び「東京都保育士会」による「東京都保育士会」による再構築した。再構築に伴い、算定誤りが多かった項目や算定方法等を見直し、簡素で誤りにくいものとした。 ＜算定方法の見直し例＞ ○延長保育事業 算定方法を「単価(日額)×延べ対象児童数」から「単価(月額)×各月の平均対象児童数の合計」に変更 ○保育所体験 算定対象を「パートナー保育登録家庭の参加者」から「保育サービスを利用していない家庭の参加者すべて」に変更

番号 (団体)	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
27	警視庁 (公益財団法人暴力団追放運動推進部民センドター)	規定の整備について	<p>財団は、物品の購入や印刷物の作成等の契約を締結し、事業を行っている。</p> <p>ところで、東京都では、東京都契約事務規則(昭和39年規則第125号)等で、物品の購入の予定価格が160万円を超える場合や、印刷物の作成の予定価格が100万円を超える場合は入札を行い、予定価格が30万円以上の場合は二人以上の者から見積書を徴収しなければならないと規定している。</p> <p>しかしながら、財団の契約事務処理状況を見たところ、都のような契約において競争性を確保するための規定がないため、1者のみの見積書を基に契約を締結していた。</p> <p>財団は、競争性を確保して契約を適正に行うため、契約において競争性を確保するための規定を整備することが望まれる。</p>	<p>財団では、平成27年3月31日に「契約事務手続き要領」を策定の上、同年4月1日から運用を開始し、契約において競争性が確保された適正な契約手続を行っている。</p>
28	警視庁 (公益財団法人暴力団追放運動推進部民センドター)	情報管理について	<p>財団は、賛助会員(以下「会員」という。)に対し、反社会的勢力にかかわるデータの提供を行っているっており、データ提供を受ける会員には、「反社会的勢力にかかわるデータ運用上の注意事項(以下「注意事項」という。)」を示して運用している。</p> <p>データ提供は、電子メールに添付して毎月配信しており、外部への持ち出し等を禁止するほか、データはできる限り会員所有のインターネットやLAN等によるアクセスができない単独利用のパソコンで使用することとしている。</p> <p>また、会員へ配布している『「反社会的勢力にかかわるデータ」と「照会」に関するQ&A』において、提供したデータの配信日又は資料作成日から5年を経過した情報については、会員が自ら削除することとしている。</p> <p>このデータの配信について見たところ、</p> <p>① 注意事項には5年を経過したデータを削除する旨の規定がないため、データの追加のみが行われている可能性が高い</p> <p>② ファイルが破損した場合に備えて、更新の都度必ずバックアップデータを作成するよう指示しているが、過去のバックアップを削除して更新する指示が行われていないため、バックアップデータの中に5年を経過したデータが残されている可能性がある</p> <p>などの問題点が認められた。</p> <p>財団は、警視庁の指導の下、情報管理等の指示を適切に行うことが望まれる。</p> <p>警視庁は、財団の活動が適切なものとなるよう指導することが望まれる。</p>	<p>財団では、警視庁の指導の下、セキュリティ対策について検討した。</p> <p>その結果、警察庁関係部局とも協議の上、適正な情報管理のために賛助会員が講ずべき措置等について定めた「賛助会員向け契約時参考公表データの運用要領」を新たに制定し、賛助会員に周知するとともに、適正な情報管理が行われるよう徹底した。</p> <p>また、庁は財団の活動が適切に行われるよう、今後も引き続き指導していく。</p>

[平成26年行政監査(債権管理について)]
【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
29	福祉保健局	滞納整理事務を適切に行うべきもの	<p>西多摩福祉事務所は、生活保護法(昭和25年法律第144号、以下「法」いう。)に基づく生活保護費の返還金及び徴収金の請求事務を行っている。</p> <p>このうち徴収金とは、法第78条により、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者から保護費支給額を徴収するものであり、平成25年度未現在の収入未済債権は49件5,504,736円3円であった。</p> <p>そこで、監査日(平成26.10.23)現在において平成26年度に納付又は督促等の交渉記録がないものについて、滞納整理状況を見たところ、</p> <p>① 最終納付又は督促等交渉後、長期にわたり交渉記録がない</p> <p>② 6年以上交渉記録がないまま収入未済債権として管理しており、時効期間(5年)経過に伴う不納欠損の処理を行っている</p> <p>③ 督促を行っていない</p> <p>④ 督促状の不達返戻後、所在調査を行っていない</p> <p>という適切でない状況が見受けられた。</p> <p>これは、所内の徴収部門において収納状況や交渉記録の一元管理が徹底されていなかったこと、また、所内のケースワーカーと徴収部門との連携が不十分で対象者の生活実態に応じた交渉方針等を明確にしていなかったことなどが一因となっている。</p>	<p>平成26年12月8日開催の所内「生活保護事務研究会」で指摘事項に係る改善案を決定し、施行した。</p> <p>① 納付交渉記録は、連続して「生活保護費返還金システム」に一元化し情報を共有する。</p> <p>徴収部門は当該システムによりケースワーカーに催告を要請し、訪問時の催告結果を調査で連絡を受け、システム入力する。</p> <p>② 督促状は、原則納付期限後20日以内に送付し、未発行が判明した場合は速やかに処理する。平成26年8月(7月納付期限分)以後は毎月発行した。</p> <p>また、過年度債権で未発行であったものについては、平成26年12月に原則全て発行した。</p> <p>③ 催告は、毎年12月に「文書による一斉催告」を実施する。納付実績がない者には、所定の期間に「個別催告」を行う。文書は随時、電話は6月、自宅訪問は9月とする。</p> <p>平成26年8月以後は督促状発行の翌月に催告した。</p> <p>平成26年の「文書による一斉催告」は12月に一部実施し、残りは平成27年2月下旬までに行なった。</p> <p>④ 平成26年11月に納入通知書返戻6件、督促状返戻1件、催告書返戻1件について住民票調査を実施した。</p> <p>また、平成26年12月に督促状返戻2件(うち1件は11月分の再調査)について住民票調査を実施した。</p> <p>⑤ 指摘された対象者5名を含め、不納欠損対象者10名を抽出し、平成27年5月28日付で不納欠損処分した。</p>

[平成26年度各会計歳入歳出決算審査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
30	総務局	債権について	債権57万1,100円(敷金)が計上漏れとなっている。	平成27年10月30日に公有財産増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。
31	財務局	公有財産について <土地>	土地51.51㎡(都庁用地(旧水路敷))が登録漏れとなっている。	登録漏れとなっていた土地については、平成27年6月15日付けで財産情報システムに登録した。
32	生活文化局	債権について	債権8,340円(育英資金貸付金)が過大に計上されている。	平成27年10月29日、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。
33	環境局	公有財産について <建物>	建物661.70㎡(富士箱根伊豆国立公園のふるさと村 セントラルロッジ)が過大に登録されている。	過大に登録されていた建物について、平成27年9月3日に、財産情報システムから削除した。
34	福祉保健局	公有財産について <建物>	建物1,991.27㎡(東京都葛飾福祉工場(立石工場))が登録漏れとなっている。	財産情報システムを所管する財務局財産運用部に確認し、所管部において平成27年9月3日に平成27年度公有財産台帳(建物)登録を行った。また、平成27年8月4日、総務部契約管理課において、複式付卸処理を行った。
35	福祉保健局	公有財産について <無体財産権>	無体財産権1件(OSEKKAIKUNの著作権)が登録漏れとなっている。	平成27年7月8日、所管部において財産情報システムにおける平成27年度公有財産台帳(著作権)登録を行った。また、平成27年7月8日、総務部契約管理課において、複式付卸処理を行った。公有財産増減異動通知書については、平成27年10月29日に会計管理者へ提出した。
36	福祉保健局	物品について	物品1点(自動給湯機)が過大に登録されている。	平成27年6月12日に物品管理システムにおいて削除処理をした。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
37	病院経営本部	物品について	物品4点(放射能監視装置ほか3点)が過大に登録されている。	多摩南部地域病院において過大に登録されている物品4点(放射能監視装置ほか3点)について、平成27年8月24日に、物品管理システムから削除した。
38	産業労働局	物品について	物品2点(その他工作物類ほか1点)が過大に登録されている。	過大に登録されていた物品2点(その他工作物類ほか1点)について、平成27年8月4日に、物品管理システムから削除した。
39	建設局	公有財産について <土地>	土地2,268.40㎡(石神井川河川整備予定地)が過大に登録されている。	過大に登録されていた土地2,268.40㎡(石神井川河川整備予定地)について、財産情報システムより削除した。
40	東京消防庁	公有財産について <無体財産権>	無体財産権1件(「東京の消防」の著作権)が登録漏れとなっている。	登録漏れとなっていた無体財産権「東京の消防」の著作権について、平成27年9月14日に財産情報システムに登録した。
41	教育庁	会計処理について	①(款)諸収入(項)弁償金及報償金(目)諸費弁償金において、収入未済額が180円過大に計上されている。 ②(款)諸収入(項)雑入(目)納付金において、収入未済額及び還付未済額が各6万3,016円過大に計上されている。	①平成27年9月3日に更正処理を行った結果、過大に計上された180円は財務会計システムから削除された。 ②収入未済額については、平成27年8月10日に、更正処理を行った。 その結果、過大に計上された6万3,016円は財務会計システムから削除された。 還付未済額についても、過大に計上されていた6万3,016円が補正され、財務会計システム計上されたいわいことを確認した。
42	教育庁	物品について	物品1点(滅菌器)が過大に登録されている。	過大に登録されていた滅菌器1点について、平成27年7月28日、物品管理システムから削除した。

[平成27年定期監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
43	総務局	工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの	工事の種別内容は、工事の施行に当たり締結する工事請負契約の相手方を決定する手続において定める予定価格及び最低制限価格を算定する基礎である。 総合防災部では、各種工事について表計算ソフトを用い工事の設計内訳書を作成しており、設計を担当している係では、所属のネットワークサーバに電子データで共有するフォルダを作成し、価格情報を含んだ見積内容が記録された電子データを保管している。 この電子データの管理状況について確認したところ、作成したフォルダには、パスワードを設定し係以外の者がアクセスできないよう制限しているものの、電子データにはパスワードが設定されておらず、当該工事の決定に直接関係しない係内の他の職員が、工事の種算内容について常時閲覧・印刷、保存等を行うことが可能な状態となっていた。	工事の種算については、担当者が契約用途額を確定させた時点で、議員代理の定められたパスワードにより積算ソフトの電子データをロックし、契約を締結するまでの期間、担当者(主担当、副担当)と決定関与者のみが閲覧でき、平成27年6月30日付けで部内に周知徹底を図った。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
44	主税局	① 路線師の付設を適正に行うべきもの	世田谷都税事務所における土地の評価に基づく固定資産税及び都市計画税の課税状況について見たところ、一部の土地(565㎡)について、監査日(平成27.2.26)現在、次のとおり、土地の評価等が適正でないものが見受けられた。 その結果、固定資産税11万2,322円が課税不足となっている。 ① 路線乙に連続して舗装されて道路の形態を有している部分(丙)について路線価を付設していないのは適正でない。 ② 地目の認定は、土地の利用状況から路線甲に面した部分を雑種地(224.52㎡)として認定し、その他の部分を宅地(340.48㎡)と認定している。雑種地の正面路線は路線乙、宅地の正面路線は路線甲となっていた。 しかしながら、雑種地は路線乙に沿接しておらず、路線甲に沿接していることから正面路線を甲とすべきであり、宅地は路線甲に沿接しておらず、①のとおり、路線乙に連続して舗装されている丙に沿接していることから路線乙を正面路線とすべきである。	世田谷都税事務所は、①について、未付添部分への路線の付設を行うとともに、②について平成27年5月15日に所有立会を行い、同日、住宅用地等申告書の提出を受けた。 この住宅用地等申告書に基づき、宅地及び雑種地の地籍について改めて認定し、対象土地の課税額を算定した。 その結果、地方税法第417条第1項の規定及び地方税法第17条の5第5項の規定に基づき、課税決定の期間制限である平成22年度から平成26年度分について、平成27年5月29日に価格等修正決定をし、平成27年6月10日に課税決定を行った。 なお、申告及び調査に基づいて地籍の認定等を変更し、税額を算定した結果、課税不足の額は、8万8,001円(端数処理後)となり、平成27年7月3日に全額納付済みである。また、資産税課税は、再発防止を図るため、全体課長会(平成27年9月7日)、全体係長会(平成27年4月13日)及び事務指導(平成27年5月18日から同月28日まで)において報告し、都税事務所に注意喚起を行った。
45		② 正面路線を適正に適用すべきもの		

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
46	主税局	同一画地の認定を適正に行うべきもの	荒川区における四筆の土地及び四筆の土地に所在する建物a、b、c、dの4棟は株式会社Aが所有しており、会社の事業の用に一体として利用されているにもかかわらず、同一画地として認定してはいないのは適正でない。また、同一画地と認定した場合、一画地の面積が400㎡を超過するため、小規模非住宅用地の減免を適用しているのは適正でない。 この結果、固定資産税・都市計画税175万1,090円が課税不足となっている。	荒川都税事務所は、現地調査を踏まえ平成27年4月28日に所有者へ利用状況を確認した。 複数筆を同一画地として評価し、同時に小規模非住宅用地減免の適用について見直しを行い、地方税法第417条第1項の規定及び地方税法第17条の5第5項の規定に基づき、賦課決定の期間制限である平成22年度から平成26年度分について、平成27年5月29日に価格等修正決定を、平成27年6月10日に賦課決定を行った。 なお、改めて税額を算出した結果、課税不足の額は175万1,800円(端数処理後)となり、平成27年6月16日に全額納付済みである。 また、資産徴部は、再発防止を図るため、全体課長会(平成27年9月7日)、全体係長会(平成27年4月13日)及び事務指導(平成27年5月18日から同月28日まで)において報告し、都税事務所に注意喚起を行った。
47	主税局	同一画地の認定を適正に行うべきもの	荒川区における二筆の土地には診療所及び住宅として利用されている併用住宅が所在しており、他の一筆の土地には専用住宅が所在している。三筆の土地を一体的に利用しているとして同一画地と認定している。 しかしながら、建物eとfでは所有者が異なり、利用の状況も併用住宅と専用住宅であるため、土地が一体として利用されているとはいえず、同一画地として認定しているのは適正でない。 この結果、固定資産税・都市計画税5万18円が課税不足となっている。	荒川都税事務所は、現地調査を踏まえ平成27年4月30日に所有者へ利用状況を確認した。 複数筆を同一画地として評価しないことについて、地方税法第417条第1項の規定及び地方税法第17条の5第5項の規定に基づき、賦課決定の期間制限である平成22年度から平成26年度分について、平成27年5月29日に価格等修正決定を、平成27年6月10日に賦課決定を行った。 なお、改めて税額を算出した結果、課税不足の額は5万300円(端数処理後)となり、平成27年6月11日に全額納付済みである。 また、資産徴部は、再発防止を図るため、全体課長会(平成27年9月7日)、全体係長会(平成27年4月13日)及び事務指導(平成27年5月18日から同月28日まで)において報告し、都税事務所に注意喚起を行った。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
48	主税局	必要な土地利用の認定を適正に行うべきもの	世田谷都税事務所は、Bが所有する二筆の土地①(1,377.95㎡)及び②(165.29㎡)について、①については住宅用地、②については構築物g及びhが事業用の材木置場となっており認定し非住宅用地として認定している。 構築物について確認したところ、構築物gは全てが事業用であり、構築物hは道路に面した一部が事業用でその他の部分が住宅用の物置として使用されている。 そのため、①の土地の一部には事業用構築物が所在するにもかかわらず、全てを住宅用地として認定していること及び②の土地には一部居住の用に供している部分があるにもかかわらず、全てを非住宅用地として認定していることは適正でない。 この結果、①の土地については、固定資産税・都市計画税30万1,579円が課税不足となっており、②の土地については、固定資産税・都市計画税31万81円が課税超過となっている。	世田谷都税事務所は、平成27年5月15日に所有者7名への下、現地調査・事情説明を行い、同日、住宅用地等申告書の提出を受けた。 現地調査の結果及び住宅用地等申告書の内容に基づき、上記一筆の土地の認定について修正し、地方税法第417条第1項の規定及び地方税法第17条の5第5項の規定に基づき、賦課決定の期間制限である平成22年度から平成26年度分について、平成27年5月29日に価格等修正決定をし、平成27年6月10日に賦課決定を行った。 なお、二筆の土地について改めて税額を算出し、その差額である8,500円(端数処理後)について還付処理を行った。 また、資産徴部は、再発防止を図るため、全体課長会(平成27年9月7日)、全体係長会(平成27年4月13日)及び事務指導(平成27年5月18日から同月28日まで)において報告し、都税事務所に注意喚起を行った。
49	主税局	複合構造の家屋が所在する土地の用途の認定を適正に行うべきもの	荒川都税事務所は、Cが所有する土地(233.98㎡)について、所在する家屋が専用住宅であるとみなして全部を住宅用地と認定している。 また、所は、家屋(昭和43年築)を1階が軽鉄骨造(床面積114.18㎡)で工場と認定しており、2階が木造(床面積63.63㎡)で住宅及び事務所と認定している。 そこで、この土地の用途について見たところ、監査日現在、家屋の1階を含めて駐車場として利用されており、併せて月極め駐車場と表示されていることから、当初認定時とは異なる利用状況となっており、必要に応じて用途の認定を見直すべき状況にある。	荒川都税事務所では、指図に基づき、用途の認定を見直す必要があるか確認するため、土地及び家屋の利用状況等が当初認定時と異なっているかについて、所有者に対して調査を行った。 調査の結果、家屋1階部分は、当初認定時の工場ではなく月極め駐車場として利用されているものの、家屋の2階部分の用途などは当初認定時と変わっており、現状では、土地の認定を見直す必要がないことが判明した。 今後、住宅用地の認定について見直す必要が生じたときに改めて認定を行う。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
50	主税局	固定資産税(償却資産)の課税を適正に行うべきもの	北都税事務所における固定資産税(償却資産)の課税状況を見たところ、所では北区に所在する同一店舗において、美容業を事業種目とする二人の事業者から提出された平成26年度償却資産申告書に基づきそれぞれ課税標準額を算出している。その結果、向者とも課税標準額が免税点未満となるため、いずれにも課税されていない。	北都税事務所は、二人の事業者が償却資産を共有している事実を関係税理士に確認し、地方税法第417条第1項の規定に基づき、平成25年度及び平成26年度分について平成27年4月30日に価格等決定を、平成27年5月8日に課税決定を行った。 なお、課税不足の額6万9,700円は、平成27年5月18日に全額納付済みである。
51	主税局	還付事務に当たり口座名義人の死亡を捕捉した場合は口座振替の取扱いを確認すべきもの	都総務課事務センター(以下「センター」という。)還付管理課では、都税の納付において発生した過誤納金等の還付事務を行っているところ、納税者Dについて、平成26年度固定資産税の2期(納期：平成26年9月30日)が重複して納付され、誤納金が141万7,000円発生したため、センターは、平成27年1月9日に、固定資産税の口座振替用の口座に、振込処理を行った。	徴収部は、センターが還付事務に当たり口座名義人の死亡を捕捉した場合にはセンターから徴収部へ口座振替の取扱いを連絡するよう、平成27年8月12日付通知により指導した。 また、謝は、申告書記載方法の納税者への周知のため、申告の手引きの記載内容の見直しを行った。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
52	主税局	納税交渉を適切に行うべきもの	宗教法人Eは、不動産取得税、固定資産税28万1,300円を滞納している。Eは、固定資産税及び都市計画税等の賦課について疑義があるとし、平成22年8月13日に都に対して、審査請求を行っていたため、被滞都税事務所は、平成22年10月19日に電話催告、臨戸はしないこととしたとしている。	徴収部は、滞納者が不動産売却することを把握したときは売却予定価格、売却代金の処分計画を聴取するなど、効果的な納税交渉を引き続き行うよう各都税事務所を全体課長会(平成27年9月18日)において指導した。
53	主税局	納税交渉を効果的に行うべきもの	法人Fは、新宿区と中央区に所有する不動産の固定資産税等の滞納がある。平成21年10月19日、法人事業税、都民税及び固定資産税の滞納金額を根拠として、新宿区及び中央区の不動産の差押えを行い、同年11月4日、差押えの根拠となった滞納金額(502万6,800円)が完納されたことから、差押えを解除した。	その後、所は、平成22年9月に滞納法人が新宿区と同不動産を売却しようとしていることを把握し、納税交渉を行った。納税交渉において、所は、売却代金入金日後に固定資産税21年度分807万3,337円の滞納金額の全額を納付し、22年度分1期分の滞納金額322万5,200円を先口付小切手で納付することを約束させることで、新宿区及び中央区の不動産の差押えをしないこととしている。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
54	生活文化局	出えん金の適正な執行を確認すべきもの	文化振興部では、戦略的な文化の創造・発信等を目的に設置するアーツカウンスル東京に關して、公益財団法人東京都歴史文化財団と、平成24年4月1日にアーツカウンスル東京の運営に關する協定書を締結し、平成25年4月1日に締結した東京芸術文化創造発信助成事業の実施に係る出えん契約書に基つき、平成25年度東京芸術文化創造発信助成事業の実施に係る出えん金を同財団に支出している。 同出えん契約書第8条では、財団は、毎年度末日現在の助成事業の実施状況及び積立資産の収支状況について、事業実績等報告書により、毎年度終了後速やかに部に対し報告しなければならぬとしている。 また、同第9条では、財団は、部が積立資産及び助成事業に係る検査を求めた場合には、これに応じなければならぬと規定しており、部は、帳簿その他の資料の提出を求め、検査するとしている。 ところで、平成25年度の事業実績等報告書を見たところ、財団が審査した個別の収支決算の内容等についての記載はなく、書面を見ただけでは助成事業及び執行額が適正であったのかどうかの確認を十分に行うことができない状況であった。 また、財団に対して検査を行っていないことが認められた。	平成25年度及び平成26年度東京芸術文化創造発信事業助成事業の実施に係る出えん契約第8条に基つき提出された、当該事業の実績報告書に關する別成対象事業の経費内訳を添付させるとともに、文化振興部職員が現地調査による書類確認を行い、適正な執行であることを確認している。
55	生活文化局	負担金の支出を適切に行うべきもの	文化振興部では、公益財団法人東京都歴史文化財団に対し、協定書に基つき、アーツカウンスル東京共同開催事業に係る負担金を支出している。財団は、部と協議し、各事業の実行委員会と協定を結び、実行委員会に対して負担金を支出している。 ところで、財団から提出された事業計画書を見たところ、部は、負担金を支出する前に、別途財団から提出された各事業の実行委員会による事業計画書・予算書により必要な額であることを確認しているものの、財団へ負担金を支出する際の決定文書には、資金が必要となる時期を確認するための支払計画書等が添付されていなかった。 この結果、事業は、4月、10月、11月、2月と実施時期が離れているにもかかわらず、同負担金の支出は、7月に一括払いとなっており、負担金として必要な額が、必要な時期に支払われているのかが不明確な状況となっていた。	平成27年度アーツカウンスル東京共同開催事業に係る協定に基つき負担金の支出に際し、公益財団法人東京都歴史文化財団より支払計画書を提出させており、これに基つき支払時期を4半期に分け負担金の支出を行うことで、負担金の支出を適切に実施している。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
56	生活文化局	工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの	工事の種別内容は、工事の施行に当たり締結する工事請負契約の相手方を決定する手続において定める予定価格及び最低制限価格を算定する基礎である。 総務部では、建築・機械・電気設備の工事の設計内訳書の作成に当たっては、財務局から配布を受けた宮崎積算システム（RIB C2）をインストールした2台のパソコン端末を職員6名で使用している。1台は担当者が個人単独で使用するパソコンに積算システムがインストールされており、もう1台は係の共用のパソコンにシステムがインストールされている。 この積算システムの運用状況を見たところ、担当者個人単独で使用するパソコン及び係の共用のパソコンのいずれについても、積算システムを使用するには、パソコン端末にログインIDとパスワードを入力して起動させた後、積算システムを起動パスワードが常時保存されており、容易に起動できしてしまう状況であった。 このため、作成された設計内訳書を設計担当者以外の者が容易に閲覧できる状況となっていた。	平成27年度から、担当する係職員の各TAIMS端末にRIB C2をインストールしたことから、RIB C2起動時にパスワードを保存しないようセキュリティ管理を徹底し、機密性の高い工事契約に係る価格情報管理を適切に行っている。
57	生活文化局	有効期間が満了している電力量計を使用することの適正に管理すべきもの	文化振興部は、東京空襲の史実を風化させることなく、平和が永く続くことを祈念するため、平成13年に東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑（以下「碑」という。）を都立横綱町公園（以下「公園」という。）内に建設している。 碑に附帯する装置の作動等に係る電気料については、公園の指定管理者が、公園全域の電気料の支払を行った上で、碑内に設置されている電力量計を確認し電気使用量を算定し、部に対して電気料の請求を行っている。 この電力量計について見たところ、有効期間を経過したまま使用している状況が認められた。	有効期間が満了していた動力用及び電灯用の電力量計2個については交換手続をとり、平成27年2月19日に交換済である。 また、平成27年2月20日付で文化振興部内において、計量機器の有効期間及び劣化状況の確認並びに不使用について周知を図り、再発防止に努めている。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
58	オリソニック・ペナリソニック準備局	物品の管理を適切に行うべきもの	スポーツ推進部は、若洲海浜公園ヨット訓練所の管理運営について、「指定管理者制度」を活用し、若洲ソーサードバナークラブ（以下「指定管理者」という。）を指定している。 ところで、部は、平成25年12月20日付けで指定管理者から、コンテナ2件及びパワック2件について使用に適さない旨の報告を受け、平成26年3月12日付けで不用品へ組み替え、指定管理者へ平成26年3月26日付けで廃棄の指示を行った。 この指示を受けて指定管理者は、平成26年3月にこれらの物品を廃棄した旨の連絡を部に行ったにもかかわらず、監査日（平成27.6.2）現在、部は不用品を台帳から削除していなかった。	平成27年6月17日付けで物品管理システム上で削除処理を行った。 今後、不用品が生じた場合は、速やかに処理を行い物品の適正な管理に努める。
59	オリソニック・ペナリソニック準備局	契約事務を適正に行うべきもの	大会準備部は、晴海地区の基盤整備を検討するため、「晴海選手村計画に係る整備方針検討業務委託」を締結している。 この契約の成果物である報告書について見たところ、履行期限以後の日付で報告書が作成されていることが認められた。	再発防止に向け、指摘を受けた今回の事業について、部内職員に周知し、適正な契約手続の徹底を図るとともに、検査員、支出事務担当者等へ契約の履行内容についての確認を徹底するよう指導した。
60	オリソニック・ペナリソニック準備局	都の保有個人情報について適正に取り扱うべきもの	スポーツ推進部は、若洲海浜公園ヨット訓練所の管理運営に関する基本協定により、指定管理者が施設の利用等に関して取得した個人情報に係る保有個人情報であるとしている。 そこで、指定管理者における保有個人情報の取扱いについて見たところ、以下の状況が見受けられた。 指定管理者は、4形態の個人情報を保有しており、全てについて、業務の継続に必要で保管庫等の容量にも余裕があるという理由で、期限を設けず継続している。 一方、委託者・指定管理者へ運営を行わせる場合には、適正において、その期間終了時に、都の保有個人情報に係る提供資料を都へ返還させるよう定められている。 しかしながら、部は、指定管理者に対し、平成25年3月31日に前回の指定管理期間が終了した際、その期間中に収集した都の保有個人情報を都へ返還させず、監査日（平成27.6.2）現在、引き続き業務を継続する必要があるとして、例外規定はなにもかかわらずそのまま保有させていた。	指定管理期間終了後は、原則として個人情報等を都へ返還させることとし、例外的に同一指定管理者となった場合には、個人情報の返還を要しない旨基本協定第56条に基づき、協議文書をもって対応していく。 個人情報の控えを兼ねる申請書関係は職務上の帳簿書類の保存期限等を考慮し長期とし、予約時の電子データ等は短期とし、これらの書類は経緯を確認しやすいう月別にフレイミングすることとする。 また、保存年限を超過しているものについては、速やかに都職員立会いの下、廃棄を行う。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
61	都市整備局	都営住宅工事内訳書システムの活用について検討すべきもの	局では、東部住宅建設事務所と西部住宅建設事務所が起工する都営住宅の建築工事と設備工事の設計書作成のため、システムを構築し、平成13年度から運用している。 局は、積算における正確性を担保するため、本システムにより設計書の作成を行うこととしており、表計算ソフトの使用を認めていない。 しかしながら、このシステムによる設計書の作成状況について見たところ、各事務所とも建築工事では作成・修正作業が効率的であるとして表計算ソフトを用いて作成しており、システムについては運用されて以来、活用していなかった。 また、局は、各事務所がシステムを使用していないことを看過している状況となっていた。	都営住宅工事内訳書システムの利用について、総務部技術管理課に検討を行った。 その結果、システム利用によるエラーやエラーの防止など、正確性の担保が重要であるため、所の建築工事に係る設計書作成においてもシステムを利用するよう通知し、所の対象者に向けて説明会を実施した（平成27年7月16日（東部）、平成27年7月21日（西部））。 また、システム利用及び操作に関して指導を行った（平成27年8月17日（西部）、平成27年8月19日（東部））。
62	環境局 (公益財団法人東京都環境公社)	PC廃棄物処理支援事業について申請審査業務を適切に行うべきもの	局は、都内の事業者等が保有する微量PC廃棄物について、その処理等に係る費用の一部を助成している。 この助成事業については、公益財団法人東京都環境公社に委託し、助成金交付要綱の策定や申請審査業務を行わせている。 公社が策定した要綱によれば、微量PC廃棄物機器を運び出すために必要となる「搬出・搬入費」については、助成対象にならないと規定されている。 しかしながら、公社の審査業務等について見たところ、「搬出・搬入費」に該当する積込費を助成対象に含めている事例などが認められた。 また、局は、公社の審査業務が不十分であるにもかかわらず、指示や指導を行っていないかった。	公社は以下のとおり対応した。 「助成金交付要綱」及び「申請の手引き」を改正して助成対象外経費を明確化し、WEBサイト上で申請者への周知を行った。 具体的には、助成対象外となる運搬経費について、申請者の誤解を招かないよう要綱本文の中に明文化するとともに、助成金交付申請書に、参考図を追記した。 また、要綱に基づき、補助対象経費の内訳を十分に確認するなど、審査業務を適正に行い、対象経費のみ助成を行っている。 局は以下のとおり対応した。 公社に助成対象経費をより明確化し、審査業務を適正に実施するよう指導した。 また、公社における申請審査業務が適正に履行されていることを、関係書類等計115件（平成27年4月1日から8月17日まで交付済み等のもの）について確認し、適正な審査業務の履行を引き続き指導した。 なお、平成27年6月29日に、審議委員会において監査結果を周知し、再発防止に向けた取組の徹底を確認した。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
63	環境局	ダイオキシン類の特定委託における査察を適正に行うべきもの	多摩環境事務所は、有害物質、ダイオキシン類等による多摩地区の地下水等の汚染状況を把握するため、「土壌地下水汚染に係る検体の採取・分析委託（単価契約）」を、Aと契約締結している。 ところで、ダイオキシン類の環境測定を国内の外部機関や海外施設に委託する場合には、「ダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針」（平成22年3月31日改訂環境省指針。以下「指針」という。）に基づき、委託者は精度管理の観点から委託期間中に1回以上、受託者の品質管理システムや試料採取・管理、測定などの項目について入力による査察を行うこととしている。 しかしながら、この契約について見たところ、監査日（平成27. 4. 14）現在、所は委託者でありながら入力による査察を実施していないことが認められた。 また、指針ではやむを得ず入力による査察が実施できない場合には、それに代えて査察する項目を提示し、対応する資料の提出及びその補足説明の購取をもつて代えることができるとしているが、所はこれら審査項目の提示等も行っていなかった。	① 所は、本案件について必要な書類を整備するとともに、指針内容を十分踏まえ、課内ミーティング及び平成27年8月26日に行った業務内容を熟知した職員を講師とした研修会の場で、周知徹底・再発防止に努めた。 ② 所は、本案件について必要な書類を整備するとともに、指針内容を十分踏まえ、平成27年6月30日に行った部課長会の場で、適正な検査実施を図った。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
66	環境局	測量委託契約を適正に行うべきもの	多摩環境事務所は、山のふるさと村の法面測量をEに委託して実施した（契約金額：9,77万2,000円、契約日：平成26. 6. 12.、8.、履行期限：平成27. 1. 28）。 この契約で納品された報告書を見たところ、測量等の日付が契約日前及び履行期限後の日付となっていることが認められた。	本案件については、指標を受けた後に受注者が日付の修正をさせ、改めて成果物の納品をさせた。 また、指標内容を十分踏まえ、課内ミーティングの場で周知徹底するとともに、平成27年4月24日及び同年8月26日に、業務内容を熟知した職員を講師とした研修会を行い、再発防止に努めた。
67	福祉保健局	分納に係る収納事務及び手続を適正に行うべきもの	自然環境部は、東京グリーンゾング・アグション（NPO、企業等の連携により保全地域の自然環境を保全する活動）で使用するため、「杭の買入れ」（契約金額：14万4,720円、契約日：平成26. 8. 25、履行期限：平成26. 10. 17）を、Fと随時契約している。 この契約の状況について見たところ、監査日（平成27. 4. 17）現在、未履行となっている。これについて、部は、契約締結後に購入が不要となったため履行を求めなかったとしているが、契約解除の事務手続を行っておらず、適正でない。	学生1から受け取り、学校で保管していた授業料（3万6,425円）については、監査日以降、関係部署と調整の上、平成27年5月22日に指定金融機関に払込みを行った。 また、分納に係る手続については、福祉保健局常務課で保管して「分納申請書」等を送付（5月22日、6月23日、7月27日、8月11日）するのと同時に、債務者に対して電話及び実地訪問を行い、適正化を図っているところであり、引き続き、マネジメントに基づき、今後の債権管理を徹底するとともに、再発防止に努める。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
64	環境局	工事請負契約に係る検査事務を適正に行うべきもの	多摩環境事務所は、高尾ビジターセンターの改築工事、電気設備工事及び機械設備工事について、工事請負契約を締結している。これらの工事の検査事務について見たところ、以下の状況が認められた。 ① 機械設備工事及び電気設備工事について、所は、平成27年3月30日に高尾ビジターセンターにて現場における施工状況の検査を行っているが、平成27年3月31日付けの工事完了届には同日付けで所の監督員の受付印が押印されており、平成27年3月30日の検査を実施する前提となる工事完了届が確認できない。 また、監査日（平成27. 4. 14）現在、検査員の押印がなく検査調書の作成を終わっていない。 ② 改築工事の完了検査については、自然環境部が平成27年3月31日に高尾ビジターセンターにて現場における施工状況の検査を行っている。 部は、この検査日において検査合格としながら、監査日（平成27. 4. 21）現在検査調書の作成を終わっていない。	① 所は、本案件について必要な書類を整備するとともに、指針内容を十分踏まえ、課内ミーティング及び平成27年8月26日に行った業務内容を熟知した職員を講師とした研修会の場で、周知徹底・再発防止に努めた。 ② 部は、本案件について必要な書類を整備するとともに、指針内容を十分踏まえ、平成27年6月30日に行った部課長会の場で、適正な検査実施を図った。